⑵　電子決済手段等取引業の概要図

（記載上の注意）

１．電子決済手段等取引業の内容ごとに、電子決済手段等取引業者、電子決済手段を発行する者、資金移動業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

⑶　第33条第１項各号に規定する金銭等の預託の禁止の適用除外及び当該金銭に係る管理の方法

（記載上の注意）

１．その行う電子決済手段等取引業の業務の種別に応じて、次の内容を記載すること。

①　電子決済手段の交換等を行う場合　第33条第１項第１号に基づく管理の方法について記載すること。

②　法第２条第10項第４号に掲げる行為を行う場合　第33条第１項第２号イからニまでのいずれに該当するかを明示した上で管理の方法について記載すること。

２．第33条第１項第１号に基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、信託会社等の商号又は名称及び金銭信託の内容を、同項第２号ニに基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、その管理の内容について具体的に記載すること。

３．金銭信託が元本補塡の契約のあるものである場合は、その旨を併せて記載すること。

４．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第11面の次に添付すること。